

### 別紙3

#### 地下水と土を育む認証農畜産物加工食品製造基準

##### 1 対象品目

地下水をと土を育む農畜産物等認証実施要領（以下「要領」という。）第2の3に規定する加工食品。

##### 2 生産の原則

農業の持つ自然循環機能の維持増進に寄与するよう、次の生産の原則に基づくものであること。

- (1) 地下水と土を育む農業の趣旨を理解し農産物、畜産物を積極的に利用すること。
- (2) 生産した加工食品について地下水の量と質に貢献することを積極的に広めること。

##### 3 生産の基準

###### (1) 原材料

加工食品の原材料は、次にあげるとおりとする。ただしア、イ及びウの使用量（重量割合）はエの（ア）及び（イ）を除いた原材料（ア、イ、ウ及びエの（ウ）と（エ）の合計重量）の50%以上とする。

ア 農産物

イ 畜産物

ウ 加工食品

エ ア、イ及びウ以外の原材料で次に定めるもの

(ア) 水（熊本の地下水に限る）、食塩、砂糖、天然の糖類

(イ) 種麴（米、麦、豆、ふすま、ぬかなどを蒸し、これに麴菌を繁殖させたものであり、かつ、味噌、醤油などの製造に用いるものであること）

(ウ) 食品添加物（有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）の別表1で定められた食品添加物。また、食品衛生法で定められた指定添加物のうち、加工助剤として使用するものは含める。）

(エ) 農畜水産物及び加工食品。ただし以下のものを除く。

a 放射線照射が行われたもの

b 組み替えDNA技術を用いて生産されたもの

###### (2) 製造、包装その他の工程に係る管理

ア 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。

イ 原材料として使用される農畜産物又は加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。

ウ 製造された加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないよう管理されていること。